

社会福祉法人石川整肢学園
役員報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人石川整肢学園（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定め、法人の行う事業が円滑に管理・運営されることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは、明確に区別されるものとする。

(報酬基準)

第3条 常勤役員に対しては、報酬を支給する。報酬総額は、同規模の民間役員報酬総額水準の50%程度を上限とし、評議員会の承認を受けなければならない。各々の報酬等は、評議員会の決議により定める。ただし、法人の給与規則に基づき給与の支給を受ける常勤役員及び評議員には支給しない。

(費用弁償)

第4条 法人は、役員及び評議員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 役員及び評議員等が業務の為、法人の命を受けて出張する場合は、最も経済的な通常の経路及び方法により、旅費計算を行う。但し、業務の都合又はやむを得ない場合は、現に通過した経路方法によって計算する。
- 3 役員及び評議員等には、出張に要する費用を別表に準じて支給することができる。

(支給方法)

第5条 常勤役員の報酬は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日の場合は、法人職員給与規程第3条に準ずる。

- 1 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 役員及び評議員の旅費は、必要の都度支払う。

(その他)

第6条 その他報酬等の支給が必要と判断された場合は、評議員会の承認を得て、理事長が決定する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

	常 勤	非 常 勤	
区 分	交通費 日 当	交通費	日 当
理 事 監 事	支給しない	3,000円	27,000円
評議員 第三者委員等	支給しない	3,000円	7,000円

※源泉所得税含まず

		交通費	日 当	宿泊料（一日につ き）
近接 地内	日帰り	1,000円	5,000円	
	宿泊			定額の範囲内の実費額
近接 地外	日帰り	旅費規程に準ず	5,000円	
	宿泊			12,000円